青山学院大学教職員組合 特別委員 吉田健三

#### 【法人提案の確認】

- 1) 住宅手当の基本給組入 14,000 円 (現行 世帯主 23,400 円、非世帯主 16,900 円 +賞与に 9.4 %組込)
- 2) 基本給 2,500 円アップ
- 3) 若年加算(基本給の変更) <対象:教授、准教授、教諭、総合職>
- ※上記3項目が合意となった場合、ベアは(現在制度上住宅手当の支給対象外となっている)助教、助手(院生助手を除く)、 有期事務職員、有期現業職員、有期技術・技能系職員も対象となる。研究支援職員に関しては世帯主相当額のベア(年間7580 円)を想定。

### 【分析結果】

住宅手当の基本給組入は、世帯主の収入減少に加え、退職金への基本給の影響により、中堅層が損をして、勤務年数の多い 退職直前の職員に意図せざる利益をもたらすという問題があった。今回の提案は、基本給の増加をおこなったことで、住宅手 当改革そのもの歪みは残るものの、それを補うに十分な増加により、生涯収入として「退職年齢の近いベテラン」優遇の性質 はほぼ解消されている【図表1】。特に、元々収入増となる世帯主でないものにとって増額幅は大きい【図表2】。

もちろん、住宅手当解消がなければ、所得増加の効果はより簡素であるが【図表3】【図表4】、世帯主・非世帯主の格差の解消という目的と合わせて考えれば、「基本給増加とセットで」という組合内で検討された案に近く、ともかくも、「歪みを解消する場合は、上に合わせる形で」という組合の主張が通った形であると評価できる。

### 所見

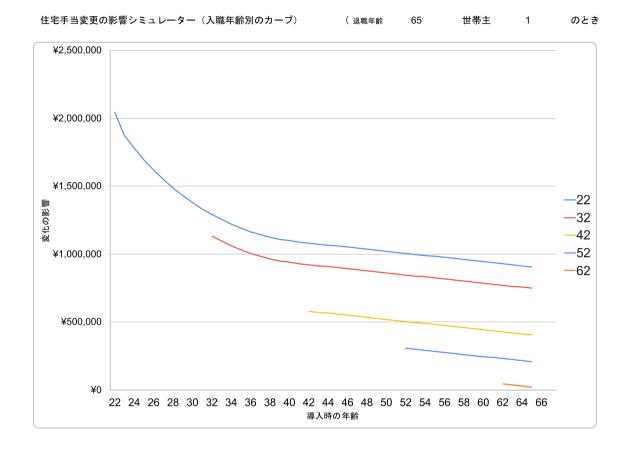
もちろん、上記の分析は、あくまで現行の退職金、一時金の支給基準の維持を前提とした、生涯賃金の観点のみからの評価である。また、その評価はあくまで住宅手当改革の歪みとの関わりのものであり、目下の物価高騰への対策としては評価していないし、これを物価高騰への対応として評価するならば、到底十分だとは評価できない。物価高騰へのケアとしては、むし住宅手当改革とセットになることで、中堅の世帯主層にとっては、その効果は半減していると評価することもできる。引き続き組み換えによって生じる様々な影響や課題(傾斜的待遇改善や、対象等)をさらに精査する必要がある。

以上より、今回の法人提案を受け入れるとしても、引き続き組合としては、

① 退職金及び一時金の支給基準の維持、 ②物価高騰への継続的対応(今回で終わりにしない)を求め続けていくことが必要だと考えられる。

【図表1】

法人提案(住宅手当廃止(基本給14000円組入) +基本給2500円増加 + 若年加算)の場合、世帯主の場合



住宅手当廃止の影響シミュレーター (退職までの累積額)

が影響シミュレーター(返職までの素機額) 黄色いセルに入力すれば影響する金額(退職までの累積額)がわかります(端数処理はないため模算)。

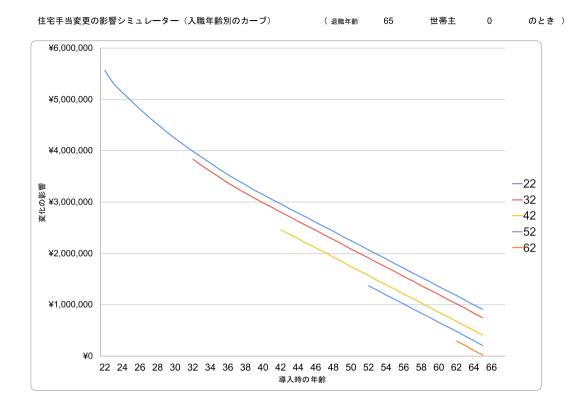
|      |                   |            | (計算用)   |                            |
|------|-------------------|------------|---------|----------------------------|
| 入力項目 | 入職年齢              | 42         | 42      |                            |
| (半角) | 現年齢(導入時)          | 47         | 47      |                            |
|      | 退職年齢              | 65         | 65      |                            |
|      | 世帯主ですか? (yes=1,no | 1          | 1       |                            |
| 結果   | 7月提案              | ¥542,314   |         |                            |
|      | 10月追加案            | ¥0         |         |                            |
|      | 合計                | ¥542,314   |         |                            |
|      | (うち賞与、退職金の変化)     | ¥2,032,714 | 374.82% | ←ここに対する保証をより確かなものにする必要がありま |

【内訳】 7月提案の影響 提案内容 →廃止 →廃止 →消滅 →増加 累積 手当の賞与への組み入れ 基本給増加分 | 計算用(世帯主判定) | ¥5,054,400 | ★5,054,400 | 手当×12×現在から退職時までの勤務年数 | ¥3,565,400 | ¥0 | 同上 | ¥250,226 | +¥250,226 | +∓当×9.4%×現在から退職時までの勤務年数 | ¥180,719 | ¥0,584,000 | +増加分×賞与月数×現在から退職時までの勤務年数 | ¥1,877,040 | ¥1,877,040 | +増加分×賞与月数×現在から退職時までの勤務年数 | ¥405,900 | ×405,900 | +増加分×遺跡金支給半 | ¥3,288,808 | ¥542,314 手当廃止の影響 非世帯主 ¥202,800 -¥13,901 -¥10,040 ¥198,000 ¥104,280 手当廃止の影響(賞与) 世帯主 世帯主 非世帯主 給与への影響 賞与への影響 退職金への影響 ¥205,261 入力値から 退職金支給率 勤務年数 (入職時から退職まで) 現在から退職まで 給与の影響 賞与への影響 退職金への影響 合計 ¥0 ←終与増加分①から退職後分②を差し引いたもの ¥0 ←賞与増加分③から退職後分④を差し引いたもの ¥0 ←遺職年齢時の月給増加分に支給率をかけたもの 給与 現年齢による加算 ¥0 ←入職時からの累積月給増加分に12ヶ月をかけたもの① 現年齢による減少 現年齢による加算 退職年齢による加算 \*U ←入職時からの素積月結増加分に「2ヶ月をかけたもの② \*O ←退職時からの素積月給増加分に「2ヶ月をかけたもの② \*O ←入職時からの累積月給増加分に賞与月数をかけたもの③ \*O ←入職時からの累積月給増加分に賞与月数をかけたもの②

月数 1 賞与 6.3

# 【図表2】

法人提案(住宅手当廃止(基本給14000円組入) +基本給2500円増加 + 若年加算)の場合、非世帯主の場合



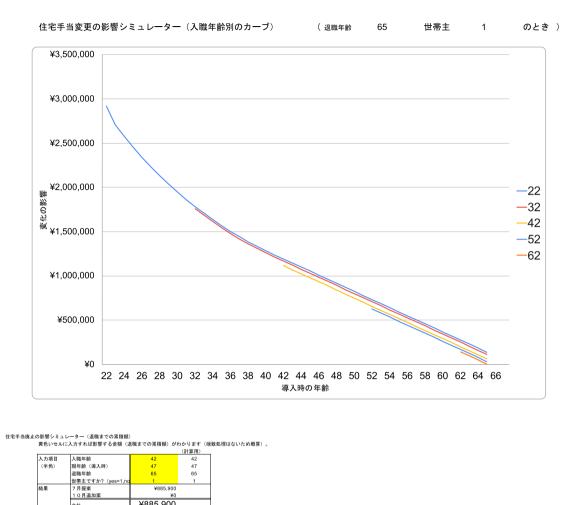
住宅手当廃止の影響シミュレーター (退職までの業情報) 黄色いセルに入力すれば影響する金額 (退職までの業情額) がわかります (端軟処理はないため機算)。 (計算用) 入功項目 入職年齢 42 42 (半角) 設年齢 47 47 退職年齢 65 65

| 入力項目 | 入職年齢              | 42         | 42      |                           |
|------|-------------------|------------|---------|---------------------------|
| (半角) | 現年齢(導入時)          | 47         | 47      |                           |
|      | 退職年齢              | 65         | 65      |                           |
|      | 世帯主ですか? (yes=1,no | 0          | 0       |                           |
| 結果   | 7月提案              | ¥2,015,821 |         |                           |
|      | 10月追加案            | ¥0         |         |                           |
|      | 合計                | ¥2,015,821 |         |                           |
|      | (うち賞与、退職金の変化)     | ¥2,282,940 | 113.25% | ←ここに対する保証をより確かなものにする必要があり |



# 【図表3】

参考:法人提案から(住宅手当廃止(基本給14000円組入))を抜いた場合(基本給2500円増加 + 若年加算)の場合、世帯主の場合





図表4】

参考:法人提案から(住宅手当廃止(基本給14000円組入))を抜いた場合(基本給2500円増加 + 若年加算)の場合、 非世帯主の場合

